

理事の構成と職務権限に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンクかごしま（以下「この法人」という。）の定款に基づき、理事の構成と職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規定等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の構成

(理事の構成)

第3条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならず、また、他の同一の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならないものとする。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第4条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(代表理事)

第5条 代表理事の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第3章 補則

(細則)

第6条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に必要な事項は、理事会の議決により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規定は、令和4年6月1日から施行する。

(別表) 理事の職務権限

項目	決裁権者	
	代表理事	その他理事
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・この法人を代表し、その業務を総理 ・理事会を招集し、議長としてこれを主宰 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表理事を補佐し、この法人の業務を執行 ・代表理事の事故時等の職務執行
事業計画案及び予算案の作成に関すること	○	
事業報告案及び決算案の作成に関すること	○	
人事及び給与制度の立案及び報告に関すること	○	
重要な使用人以外の者の人用に関すること	○	
国外出張に関すること	○	
国内出張（役員、重要な使用人）に関すること	○	
支出に関すること		
1件 100万円以上	○	
1件 100万円未満		○
セミナー等事業の実施に関すること		○
職員の教育・研修に関すること		○
渉外に関すること		○
福利厚生（役員含む）に関すること		○
外部に対する文書発簡		
特に重要なもの	○	
重要なもの		○
比較的重要なもの		○
一般事務連絡		○